

2015.7.21

「憲法学者や野党は現実に目を向けよ」

こんにちは、参議院議員の西田昌司です。本日は、7月16日の木曜日です。昨日、衆議院で平和安全法制が委員会で可決されました。本日は、本会議で可決される見通しです。いよいよ参議院の方に法案が送られてくることとなります。新聞はこの状況を大変な暴挙だと書いています。私の意見は何度もお話していますが、この事に関連して、一つ面白い記事がございましたので、本日は皆様にご紹介したいと思います。

それは、7月11日のデジタル版の朝日新聞の記事です。憲法学者209名の方に、平和安全法制が現憲法に違反するかというアンケートを行ったとのことでした。209名の内、122名の解答があり、その中で違憲だと述べた方が104名、違憲の可能性があると述べた方が15名、そのようなことは無いと述べた方が2名であり、圧倒的に憲法違反だと述べている方が多くいました。

問題は、自衛隊についてのアンケートもその時に行いました。その時に、自衛隊が違憲だと述べた方が50名、違憲の可能性があると述べた方が27名、合憲と述べた方が28名、合憲の可能性があると

述べた方が 13 名居ました。この事からもわかりますように、圧倒的に自衛隊そのものを違憲だと述べています。そして、憲法 9 条を改正する必要が無いと述べている方が 99 名居たということです。

これから何が見えてくるかと言いますと、私は前回のビデオレターで述べたように、憲法学者の方々は現実を全く見ていないという事です。彼らの主張通りの事を行うと、日本は未だに自衛隊を持ってませんし、憲法 9 条も改正する必要が無いという話です。ところが、現在国会で行われている議論というのは、野党の皆様方もそのような事は述べていません。というのは、共産党も含めた野党の方々が自衛隊は合憲であると解釈している筈です。そして、彼らの論法というのは、自衛隊は合憲であり、その理由は、独立国なら自然権として自衛権を存するので、自衛隊は合憲であるという事です。しかし、集団的自衛権の行使については、自衛権の憲法解釈上を越える可能性があるので、集団的自衛権を行うのなら憲法を改正すれば良いのではないかという話です。明らかに、これは憲法学者の主流派の方々の意見とは全く違います。つまり、憲法学者の多くの方々は、そもそも自衛隊自身が違憲であると述べていますし、憲法 9 条も改正する必要が無いと述べる方々が大半です。その意味は何かという

と、日本は戦争が終わった後、平和国家として生まれ変わりました。そして、不戦の誓いを立てて 9 条を作りました。だから、9 条に自衛隊は違反しますし、9 条を作った精神を守らなければならないので、憲法改正の必要性は無いという事です。

これらと憲法を作った時の事実関係をすり合わせてみると如何なものでしょうか。何度も述べていますように、憲法が作られた背景というのは、昭和 21 年という占領のど真ん中に、GHQ が占領目的の為に憲法を作りました。その占領目的というのは、日本の軍事的解体であり、それを保障させる為に憲法を改正して、9 条が書かれたという事です。それでは占領政策において、9 条があるにも関わらず、何故自衛隊があるのかというと、これも占領方針が変わった為です。昭和 25 年には朝鮮戦争により、再軍備の必要に迫られた結果、自衛隊が警察予備隊として作られました。憲法学者の方々は、この問題をどういう風に理解しているのでしょうか。全く現実を直視せず、現実から目を背けた条文だけをずっと見て、教科書で教えられた事だけを議論し、そのまま学者になって来たのが、正に憲法学者の方々である事が、今回の朝日新聞のアンケート調査からもはっきりと出ています。そしてこれは、野党の皆様方の意見とも根本的に違いま

す。

野党の方々も嘗ては、憲法学者と同じ事を述べていました。ところが、平成6年の村山内閣発足により、流石に憲法学者の法解釈では自分達の国を守ることが出来ない、自衛権すら持たないのでは、独立国とは言えず、自衛隊を憲法違反であるからこれを廃止する事は有り得ないという現実論がありました。その中で、彼らの法解釈は自民党が行ってきた法解釈と同じ様になり、独立国なら所謂、自然権として自衛権は存在するという法解釈をせざる得なくなりました。現実の対応は憲法学者よりも、まだ野党の政治家の方が一段進んだ所にいます。ですが、平和安全法制の議論では、また先祖返りした様に、こうした憲法学者の方々の意見に引っ張られています。この問題は結局、先程述べたような憲法が出来た経緯をもう一度、国民に丁寧にお話をする必要があります。そしてまた教育現場で教えられている事と現実は違うので、それらをしっかり反省をしないと、国民の理解は進まないと考えます。

是非、安倍総理始め、政府の皆様方にもその点を認識した上で国民に説明して頂きたいと思います。

本日もご覧頂き、ありがとうございました。